

令和6年10月開始

学校開放施設を優先して利用できる子ども を対象に活動する団体認定手続き

【問い合わせ先】

長野市スポーツ課 026-224-7804

「学校開放施設を優先して利用できる子どもを
対象に活動する団体認定」ホームページアドレス

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n155400/contents/p006194.html>

「学校体育施設開放利用の手引き」

<https://www.city.nagano.nagano.jp/documents/3182/202400001.pdf>

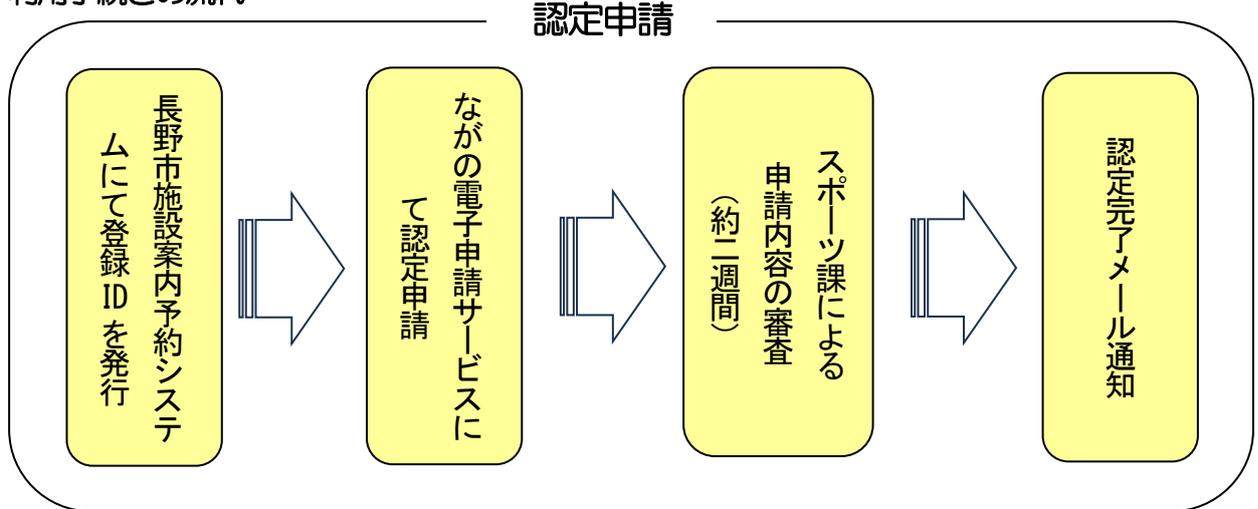
予約システムの登録について

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n155400/contents/yoyakusystem02.html>

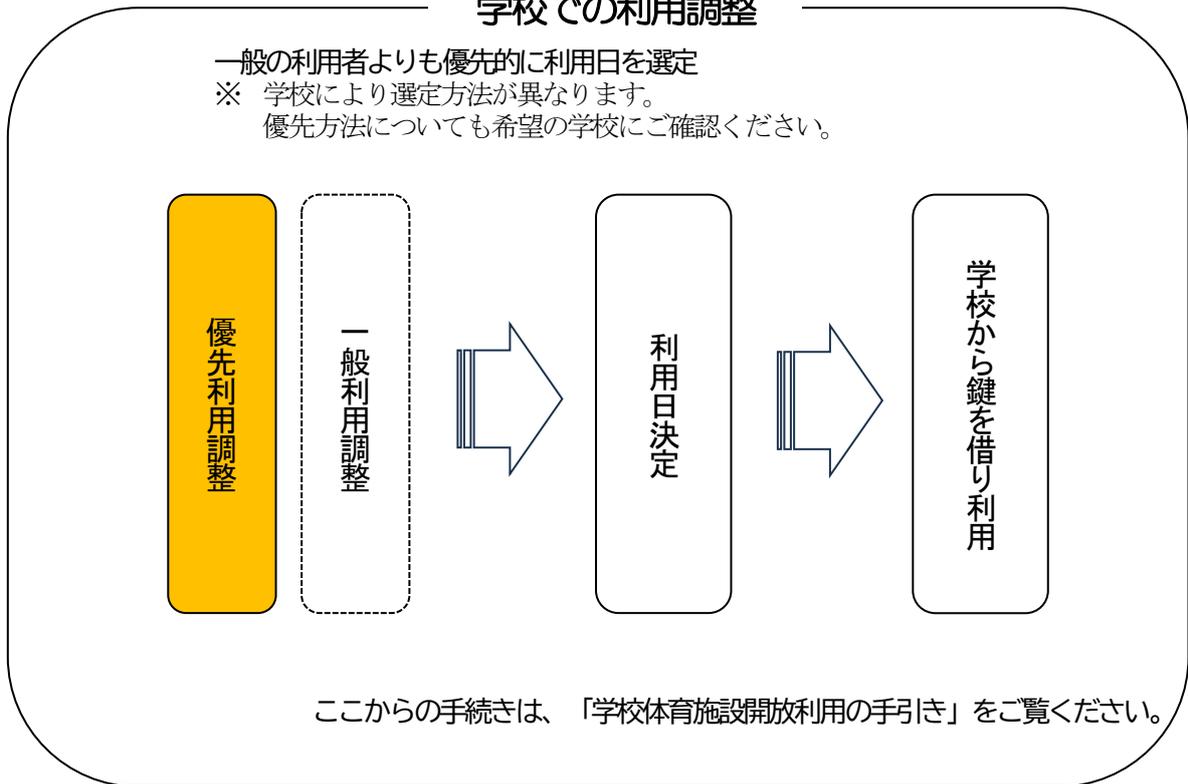
スマートフォン用
二次元バーコード



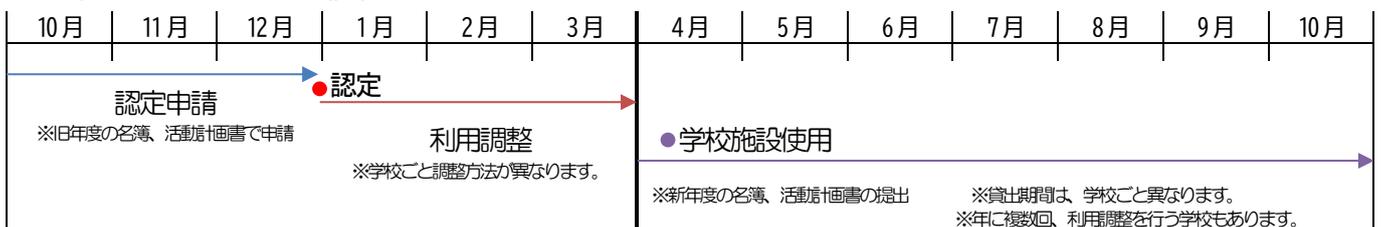
利用手続きの流れ



学校での利用調整



認定申請スケジュール (例)



1 認定申請（新規）について

1 目的

学校開放施設を優先して利用できる子どもを対象に活動する団体認定（以下「認定」という。）は、子どもを対象に活動する団体が学校開放施設を優先的に利用するために行うものです。

2 対象

長野市内で15歳以下の子どもを対象とした原則スポーツ活動を実施する団体

3 方法

- (1) 認定申請は、「ながの電子申請サービス」において本案内に同意のうえお申込ください。
※ 「ながの電子申請サービス」を利用するにはメールアドレスの登録が必須となります。
- (2) インターネット環境をお持ちでない方につきましては、スポーツ課にお問い合わせの上、窓口へお越しください。

4 認定要件

- (1) 代表者
18歳以上の市内に居住・在勤または在学する方
※ 必ずしも規約で示される団体長である必要はありません。トラブルや緊急の事態等が生じた際に責任を持って対応できる代表者を定めておいてください。
- (2) 選手
ア 登録選手の50%以上が長野市に住所又は在籍学校があること。
イ 登録選手の50%以上が15歳以下であること。

5 必要書類

認定申請を行う際には、次の書類の添付が必要となります。長野市スポーツ課のホームページからダウンロードできますので、あらかじめご準備ください。

- (1) 規約（インテグリティ※や保険の扱いにも触れたもの）
※ スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性のこと。ドーピングや八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如の不正が無い状態を指す。
- (2) 団体の構成役員・指導者の名簿
- (3) 選手名簿（居住地区名、在籍する学校名の記載のあるもの）
※番地等住所が特定できる記載は不要です。
- (4) 団体の収支決算・予算書
- (5) 活動計画書
※ 年間の活動計画（活動期間や回数、活動一回当たりの時間等示したもの）

6 認定申請

(1) 申請の流れ

「ながの電子申請サービス」において、必要書類を添えてご提出ください。なお、「選手名簿」及び「団体の収支決算・予算書」については、申請時点の最新のものを提出ください。

ただし、提出書類に変更があった場合は、再度ご提出ください。

例1) 新年度に入り、「選手名簿」及び「団体の収支決算・予算書」を変更した場合

例2) 夏季大会から新人大会で「選手名簿」を変更した場合

(2) 認定証の発行

認定申請を行った団体に対しては、スポーツ課で概ね2週間程の審査期間を設け、申請時に報告いただいた代表者の電子メールアドレス宛にPDFデータで認定証を送信いたします。

7 有効期限

登録の有効期限は、認定を受けた日から同年の12月31日までとします。

2 認定申請（継続）について

1 方法

認定申請（新規）と同様に「ながの電子申請サービス」によりお申込ください。

2 必要書類

次の書類の添付が必要となります。

- (1) 選手名簿（居住地区名、在籍する学校名の記載のあるもの）
- (2) 団体の収支決算・予算書
- (3) 活動計画書

※ その他、前回申請時から変更がある書類についてもご提出ください。

（年度当初に必要な書類を提出している場合、変更がある書類のみをご提出ください。）

3 認定申請

認定申請（新規）と同様

3 認定の廃止について

利用者は、利用認定を廃止しようとするときは、「子どもを対象に活動する団体認定廃止届」に利用者登録カードを添付して、長野市長に届け出てください。

4 認定の取消について

利用者が次の(1)～(2)のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により認定証の交付を受けたとき。
- (2) 長野市長が登録者として不適当であると認めたとき。